

105

# 環境影響評価書案

—常磐新線（秋葉原・新浅草間）鉄道建設事業—

平成4年10月

首都圏新都市鉄道株式会社

## 1. 総 括

### 1-1 事業者の氏名及び住所

氏 名：首都圏新都市鉄道株式会社

代表者 代表取締役社長 阿部 雅昭

住 所：東京都港区六本木四丁目2番14号

### 1-2 対象事業の名称及び種類

(1) 事業の名称：常磐新線（秋葉原・新浅草間）鉄道建設事業

(2) 事業の種類：鉄道の新設

### 1-3 対象事業の内容の概略

事業計画の概要は表1-3-1、計画路線平面図は図1-3-1に示すとおりである。

常磐新線は、秋葉原・つくば間の総延長約58.6km（東京都内延長約13.3km）の鉄道建設事業であり、本事業区間は、千代田区神田佐久間町一丁目から台東区浅草二丁目までの延長約3.4kmである。この区間には、秋葉原駅、元浅草駅、新浅草駅（いずれも仮称）の3駅を計画している。

表1-3-1 事業計画の概要

項 目	内 容
区 間	千代田区神田佐久間町一丁目から台東区浅草二丁目まで
延 長	約 3.4 km
駅	地下駅 3 駅
単復線の別	複 線
軌 間	1,067 mm
軌 条	60 kg/m
動 力	電気（直流 1,500ボルト）
工事予定期間	平成 5 年度～平成 11 年度
完成予定年	平成 12 年



#### 1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して、予測・評価項目の選定、現況調査、対象事業の及ぼす影響について予測・評価を行った。評価の結論は表1-4-1に示すとおりである。

表1-4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 騒 音	<p>工事の施行中、建設作業の騒音レベルは騒音規制法及び東京都公害防止条例で定める基準以下である。さらに、工事の施行にあたっては、適切な施工計画及び工程の調整等を行い、十分な環境保全対策を実施する。</p>
2. 振 動	<p>工事の施行中、建設作業の振動レベルは振動規制法及び東京都公害防止条例で定める基準以下である。さらに、工事の施行にあたっては、適切な施工計画及び工程の調整等を行い、十分な環境保全対策を実施する。</p> <p>工事の完了後の鉄道振動レベルについて、現在、在来鉄道線には基準等は定められていないが、仮に「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」の勧告基準に当てはめても基準以下であり、さらに人が振動を感じ始める程度（概ね55dB）以下である。</p>
3. 地盤沈下及び地形・地質	<p>工事の施行中、開削工事区間においては、地下水位の変化及び土地の安定性の変化（地盤変形）のほとんどない剛性や遮水性の高い土留工法で施工するとともに、入念な施工管理を行う。さらに、地下水位低下工法を採用する場合は、周辺の建築物等に影響を及ぼさないよう計画する。シールド工事区間においても、地下水位の変化及び土地の安定性の変化（地盤変形）のほとんどない密閉式機械化シールド工法で施工し、さらに入念な施工管理を行う。したがって、周辺の建築物等に影響を及ぼすような、地下水位の低下に伴う地盤沈下及び土地の安定性の変化（地盤変形）はほとんど生じない。</p> <p>工事の完了後の地下構造物による周辺の地下水位の変化はほとんどない。</p>

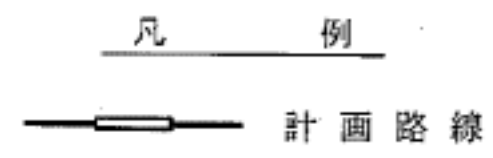
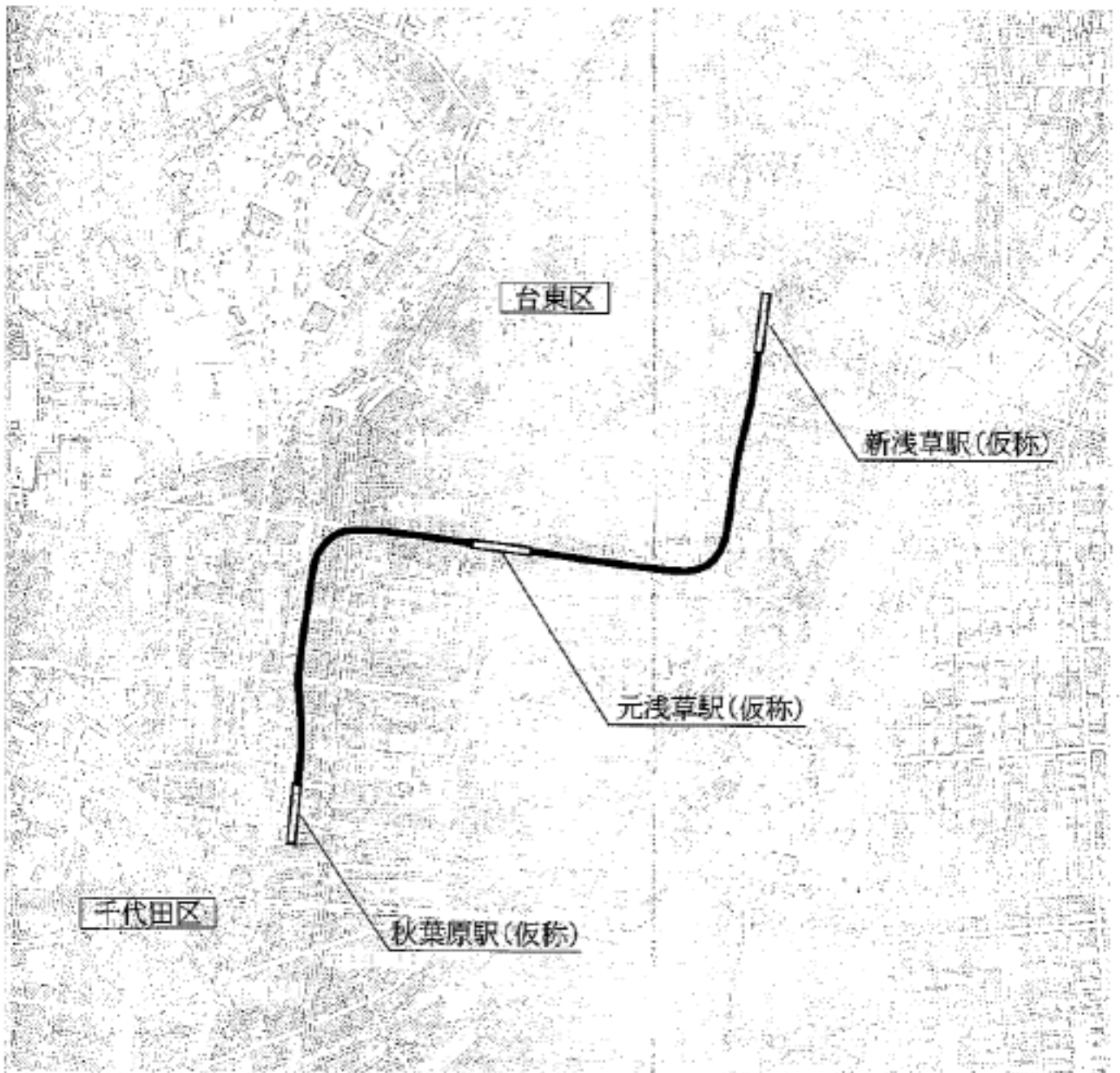
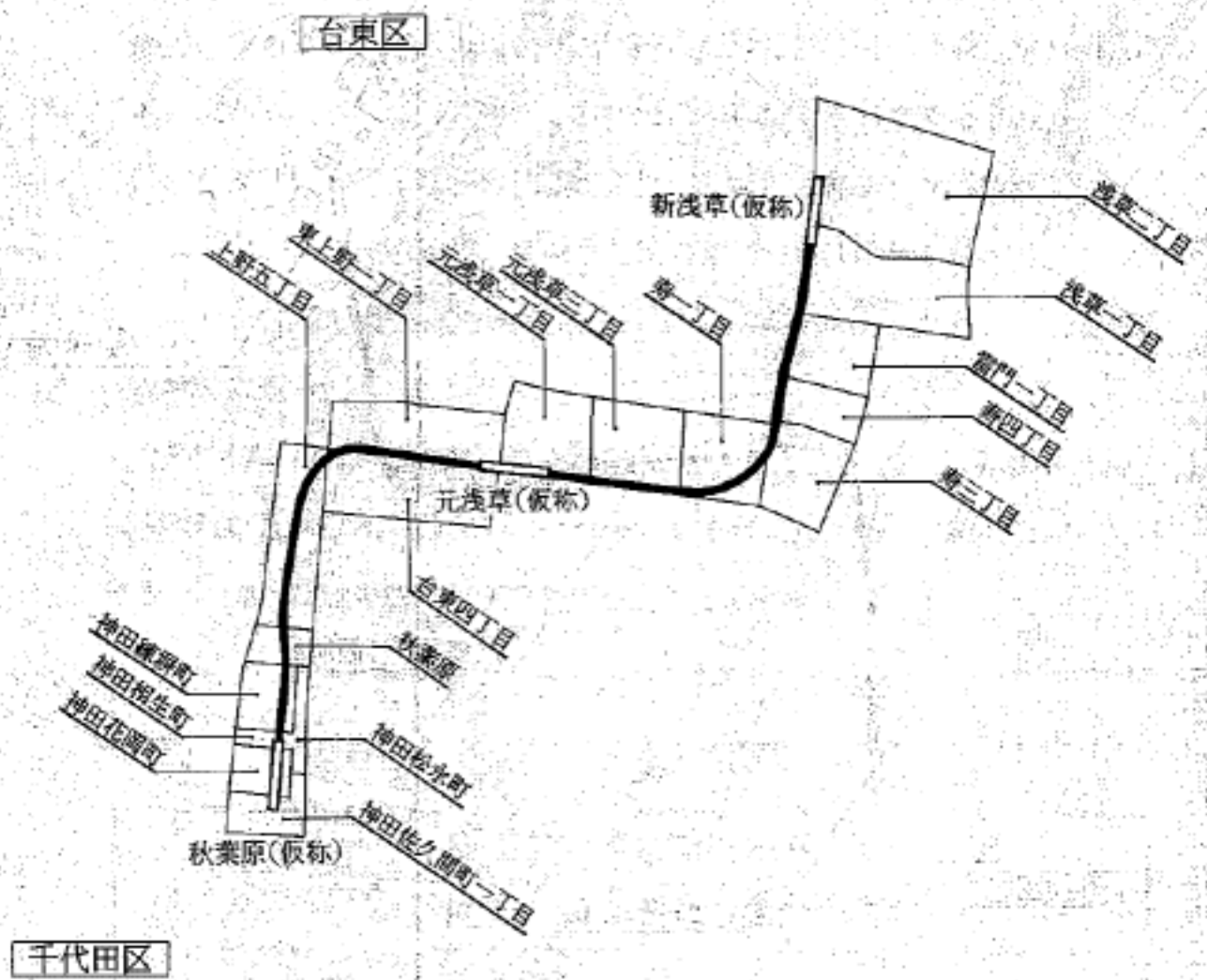




図2-2-1 計画路線平面図



凡 例

-  計画路線
-  町丁境界

区 名	通過路線町丁名
千代田区	神田佐久間町一丁目、神田花岡町、神田相生町 神田松永町、神田練馬町
台東区	秋葉原、上野五丁目、台東四丁目、東上野一丁目 元浅草一丁目、元浅草三丁目、寿一丁目、寿三丁目 壽四丁目、雷門一丁目、浅草一丁目、浅草二丁目

图2-2-2 通過路線沿線区町丁名